

臨床試験とは

2026年3月末日
一般社団法人日本獣医がん学会
臨床研究委員会

獣医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病の原因及び病態の理解並びに動物の健康維持を目的として動物を対象として実施される未承認動物用医薬品等を用いた疾病の診断、治療又は予防に関する獣医学系研究を臨床研究といいます。

この臨床研究の中には、「臨床試験」と「治験」が含まれます。

「臨床試験」とは

動物を対象に「新しい治療法や診断法」の有効性や安全性を調べる研究であり、科学的な方法で、参加される動物や動物のご家族の権利を最優先に行われます。現在行われている多くの治療法や診断法も、臨床試験によって進歩してきました。

「治験」とは

「まだ承認されていない薬や医療機器」を用いて国の承認を得るために行われます。

治験においては「薬機法」という薬や医療機器全般に関する法律と、これに基づいて国が定めた「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」≡GCP[Good Clinical Practiceの略]という規則を守ることが義務付けられています。

・動物のご家族は、臨床試験への参加、途中での辞退など、自ら自由に決定する権利を有し、その前後および試験期間中に一般診療の提供を受ける権利を有しています。

・本学会のホームページに掲載されている情報は日本獣医がん学会が推奨する臨床試験ではなく、登録依頼をいただいた情報を掲載しております。

製薬企業等が主体となって実施される治験については、本学会ホームページ掲載の対象外としています。

(一般社団法人日本獣医がん臨床研究グループ(JVCOG)などの他の組織や企業の情報をご参照ください。)

・本学会では個別の臨床試験に関する問い合わせは一切お受けできません。個別の相談についてはそれぞれの臨床試験情報に記載された連絡先へご連絡ください。

・本学会では掲載されている臨床試験情報に関連する一切の責任を負いかねます。